

令和 7 年 11 月 14 日

令和版「民訴法」初学者用の入門レジュメ（判例紹介編）

捧 大地

<今回の学習>

【最判平成 6 年 5 月 31 日（民集 48 卷 4 号 1065 頁〔百選 6 版「10」〕）の紹介】

～入会団体の当事者適格～

第 1 事実の概要¹

1 事案

A 村落の住民は、江戸時代以降、生活共同体を成し、共同財産の管理収益等の方法についての慣習が形成され、山林・田畑等の土地については入会地（いりあい地）として管理収益してきた。そして、これら住民は、昭和 48 年、全員の合意により、入会団体である X1 組合（原告・被控訴人・上告人）を設立し、財産管理組合規約を制定した。本件土地は、大正 4 年、A 村落の当時の戸主全員を共有者として所有権移転登記がされたが、そのうちの一人である B について登記簿上、数次の相続による持分移転登記がされ、現在、C の所有名義になっており、C の相続人である Y1 および Y2（被告・控訴人・被上告人）は、本件土地が X1 組合の構成員全員の総有に属することを争っている。そこで、X1 組合は、Y1・Y2 を被告として、本件土地が X1 組合の構成員全員の総有に属することの確認を求めて訴えを提起した。

併せて、X1 組合の構成員 X2 が、本件土地につき共有持分移転登記手続等を請求した。なお、本件提訴に先立ち、X1 組合の総会において、構成員全員一致の決議をもって総有権確認請求訴訟を提起することとされている。

2 第一審

第一審は、X1 組合は当事者能力を有する社団に該当し、同組合における構成員全員一致の議決によって本件提訴に同意がされているところ、このような場合にまで構成員全員が原告となる必要はないとし、X1 組合の原告適格を肯定して、請求を認容した。

3 原審

原審判決は、一定の村落住民に総有的に帰属する入会権の確認を対外的に非権利者に対して求める総有権確認請求訴訟は、権利者全員が共同してのみ提起しうる固有必要的共同訴訟であり、権利者全員が共同して提起しない限り原告適格を欠く不適法なものであるから、X1 組合は原告適格を有しないとして、原判決を取り消し、訴えを却下した。

4 上告

X1 組合・X2 が上告した。

¹ 山本和彦「判例批評」百選 6 版 24 頁より

第2 最高裁判旨

○ 主 文 ○

原判決を破棄する。

本件を名古屋高等裁判所に差し戻す。

○ 理 由 ○

一 上告代理人〔氏名略〕の上告理由第一点について

1 入会権〔いりあい権〕は権利者である一定の村落住民の総有に属するものであるが（最高裁昭和41年11月25日第二小法廷判決・民集20巻9号1921頁）、村落住民が入会団体を形成し、それが権利能力のない社団に当たる場合には、当該入会団体は、構成員全員の総有に属する不動産につき、これを争う者を被告とする総有権確認請求訴訟を追行する原告適格を有するものと解するのが相当である。けだし、訴訟における当事者適格は、特定の訴訟物について、誰が当事者として訴訟を追行し、また、誰に対して本案判決をするのが紛争の解決のために必要で有意義であるかという観点から決せられるべき事柄であるところ、入会権は、村落住民各自が共有におけるような持分権を有するものではなく、村落において形成されてきた慣習等の規律に服する団体的色彩の濃い共同所有の権利形態であることに鑑み、入会権の帰属する村落住民が権利能力のない社団である入会団体を形成している場合には、当該入会団体が当事者として入会権の帰属に関する訴訟を追行し、本案判決を受けることを認めるのが、このような紛争を複雑化、長期化させることなく解決するために適切であるからである。

2 そして、権利能力のない社団である入会団体の代表者が構成員全員の総有に属する不動産について総有権確認請求訴訟を原告の代表者として追行するには、当該入会団体の規約等において当該不動産を処分するのに必要とされる総会の議決等の手続による授權を要するものと解するのが相当である。けだし、右の総有権確認請求訴訟についてされた確定判決の効力は構成員全員に対して及ぶものであり、入会団体が敗訴した場合には構成員全員の総有権を失わせる処分をしたのと事実上同じ結果をもたらすことになる上、入会団体の代表者の有する代表権の範囲は、団体ごとに異なり、当然に一切の裁判上又は裁判外の行為に及ぶものとは考えられないからである。

3 以上を本件についてみるのに、記録によると、上告人X1管理組合は、a町の地域に居住する一定の資格を有する者によって構成される入会団体であって、規約により代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定しており、組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず存続することが認められるから、右上告人は権利能力のない社団に当たるといふべきである。したがって、右上告人は、本件各土地が右上告人の構成員全員の総有に属することの確認を求める訴えの原告適格を有することになる。また、右上告人の代表者である組合長Dは、訴えの提起に先立って、本件訴訟を追行することにつき、財産処分をするのに規約上必要とされる総会における議決によ

る承認を得たことが記録上明らかであるから、前記の授權の要件をも満たしているものとい
うことができる。前記判例は、村落住民の一部の者のみが全員の総有に属する入会権確
認の訴え等を提起した場合に関するものであって、事案を異にし本件に適切でない。

そうすると、右と異なる見解に立ち、右上告人が原告適格を欠くとして本件総有権確認
の訴えを却下した原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があり、論旨は理由がある。

二 同第二点について

1 権利能力のない社団である入会団体において、規約等に定められた手続により、構
成員全員の総有に属する不動産につきある構成員個人を登記名義人とすることとされた場
合には、当該構成員は、入会団体の代表者でなくても、自己の名で右不動産についての登
記手続請求訴訟を迫行する原告適格を有するものと解するのが相当である。けだし、権利
能力のない社団である入会団体において右のような措置を採ることが必要になるのは入会
団体の名義をもって登記をすることができないためであるが、任期の定めのある代表者を
登記名義人として表示し、その交代に伴って所有名義を変更するという手続を採ることな
く、別途、当該入会団体において適切であるとされた構成員を所有者として登記簿上表示
する場合であっても、そのような登記が公示の機能を果たさないとはいえないのであ
つて、右構成員は構成員全員のために登記名義人になることができるのであり、右のような
措置が採られた場合には、右構成員は、入会団体から、登記名義人になることを委ねられ
るとともに登記手続請求訴訟を迫行する権限を授与されたものとみるのが当事者の意思に
そうものと解されるからである。このように解したとしても、民訴法が訴訟代理人を原則
として弁護士に限り、信託法 11 条〔現 10 条〕が訴訟行為をさせることを主たる目的と
する信託を禁止している趣旨を潜脱するものということとはできない。

2 これを本件についてみるのに、記録によると、上告人 X2 は、訴えの提起に先立っ
て、上告人 X1 管理組合の総会における構成員全員一致の議決によって本件各土地の登記
名義人とすることとされたことが認められるから、本件登記手続請求訴訟の原告適格を有
するものというべきである。

そうすると、右と異なる見解に立ち、上告人 X2 が原告適格を欠くとして本件登記手続
請求の訴えを却下した原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があり、論旨は理由があ
る。

三 結論

以上の次第で、原判決は破棄を免れず、更に本件を審理させるためこれを原審に差し戻
すこととする。

よって、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決す
る。

以 上